

平成 26 年度包括外部監査結果報告書

【要約版】

青森県包括外部監査人
倉成 美納里

第 1 外部監査の概要

1. 選定した特定の事件（テーマ）及び監査方針

（1）特定の事件（テーマ）

青森県の子どもを産み育てるための施策及び事業に関する財務事務の執行について

（2）特定の事件（テーマ）を選定した理由

青森県に暮らす女性公認会計士として、下記の 5 点の理由により本テーマを選定した。

- ①国の社会政策であり、今般の消費税増税と直結する、国民による費用負担である。
- ②子ども子育て新法の法令改正による大きな変革時期である。
- ③子育て世代に限らず、多くの青森県民に関連し、県民の関心が高い。
- ④人口減少に直面する青森県の最重要施策の一つである。
- ⑤施策等の実現には、実際に子育てを経験する女性の視点が重要である。

（3）外部監査の基本方針及び監査要点

監査人が掲げた本監査の最大の基本方針は、法規等準拠性監査の重点化である。県における法規等に準拠しない不正・不整な財務事務の有無を確認することは、包括外部監査制度において外部監査人に課せられた使命であり、県民からの大きな期待であると考えた。

次に、地方自治法第 2 条に定められた、最小の経費で最大の効果を目的とした事務の経済性、効率性、有効性監査である。公正で透明な社会の実現を目指す立場から、県の行政改革にとって有用な意見となり、今後の事務の改善に役立つことを期待したい。

この監査を行うにあたっては、県の事業実施上において、補助先または委託先として連携協働する基礎自治体、法人等の監視体制、情報公開内容との整合性に留意するとともに、これらの連携先に監査人が往査し、あるいは質問して回答を求めるなど、現場重視の監査を心がけた。

2. 外部監査対象期間

原則として平成 25 年度、必要に応じて過年度に遡及または平成 26 年度の執行も対象とした。

第2 外部監査の対象

監査の対象事業は、青森県次世代育成支援行動計画（わくわくあおもり子育てプラン）に盛り込まれた施策及び事業の中から、就学前の子どもの産み育てに関する52事業である。これらの事業を実施するための財源として、県の一般財源の他、国から交付を受けた安心こども基金、地域医療再生臨時特例基金、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用していることから、これらの基金の執行状況も合わせて監査の対象とした。

また、監査の対象部局は、健康福祉部（こどもみらい課、医療薬務課、障害福祉課）、病院局及び総務部（総務学事課）である。

第3 外部監査の結果及び意見

監査の結果及び意見の部課別項目数を下表に記載した。対象とした52の事業に対して、指摘事項が31項目、意見が82項目となり、多くの問題点が明らかになった。内容的にも重要なものが含まれているため、県から独立した外部の会計専門家からの報告であることを、厳粛かつ重く受け止めて欲しい。また、監査報告書は5部247ページの構成となっているが、監査の結論を第5部に記載したので、是非とも参照願いたい。

担当課	監査対象 事業数	監査の結果及び意見			
		(1) 指摘事項			(2) 意見
		①不当事項	②その他の 指摘事項	合計	
こどもみらい課	25	1	8	9	42
医療薬務課	12	1	4	5	22
病院局	5	1	3	4	4
障害福祉課	5	0	8	8	7
総務学事課	5	2	3	5	7
合計	52	5	26	31	82

(表中の注釈)

本報告書では、監査の結果及び意見を、監査対象とした事業ごとに、【指摘事項】と【意見】とに分けて記載している。

- (1) 【指摘事項】は、法規等準拠性、合規性の視点からの問題指摘であり、県として速やかに措置する必要があると判断した内容を記載している。中でも、上表の「①不当事項」は、国の会計検査院検査における不当事項に相当するものであり、県の財政上の金額に影響のある指摘事項として取り扱うべき、非常に重要な内容である。
- (2) 【意見】は監査の対象とした施策及び事業の財務事務について、法規等準拠性の問題は認められないものの、経済性・効率性・有効性の視点から改善することが期待される内容、または、監査人個人の要望事項を記載している。

1. 指摘事項

(1) 不当事項

不当事項 5 項目の概要を以下に記載する。

担当課	事業名	不当事項の内容	監査の結果
こどもみらい課	認定こども園推進事業費補助金 (P.64)	学校法人が設置運営する認定こども園に対して交付した補助金が、青森県総務部総務学事課が実施した「私立幼稚園子育て支援等推進事業」で支出した委託料と、補助対象経費が重複しており、二重支給となっていた。	交付した補助金の内、重複支出となった 347 万円は、市に対して返還を求める必要がある。教育と福祉の縦割り型行政の弊害が認められるとともに、市から提出された実績確認報告書の検査確認事務が不十分である。また、県庁内の課を超えた内部統制システムが機能していない。補助金交付先、市、県の三者間それぞれにおいて、事務の改善と再発防止策が必要である。
医療薬務課	八戸市立市民病院周産期センター増床整備費補助事業 (P.193)	交付要綱に定められた補助対象事業経費に関する消費税の仕入税額控除の書類提出を、八戸市から 2 年間にわたって受けていなかった。	補助金交付先の八戸市民病院から、平成 24 年度分について 2 万 5 千円の返還相当額がある旨の文書の提出を受けた。県の基金会計に速やかに返還するとともに、要綱に準拠した事務手続きの徹底が必要である。
病院局	産科医確保支援事業 (P.158,P.207)	中央病院の産科医の診療手当（分娩対応加算）について、集計誤り等による支給漏れが過年度に亘って発見された。	総務担当者による再集計の結果、過去 4 年分で 30 件の集計誤りとなった。この誤りによって、28 万円の支給不足と計算されるが、給与規程に基づく診療手当の支給、適正事務と再発防止の徹底が必要である。
総務学事課	私立幼稚園子育て支援等推進事業 (P.237)	①国の指導事項に準拠しない事務によって、委託費のうち通勤手当に関する消費税相当額について、委託費が過大であった。 ②学校法人が消費税の課税事業者か免税事業者かの確認事務を県は行っていないため、委託費が過大であった。	県の再集計結果によれば、県は①について 7 万 9 千円、②について 9 万 9 千円の委託費の返還を、延べ数で 20 の幼稚園に対して求めることになった。県は国の指導事項に従った事務を徹底するとともに、検査確認事務の適正化に努める必要がある。
総務学事課	私立学校経常費補助事業 (P.243)	県が作成した補助金配分資料に誤りが発見された。当該誤りの結果、学校法人に対する補助金の交付額が過少となっていた。	県の再計算結果によれば、一つの学校法人に対する交付額が、適正額に対して 8 万 8 千円過少となっていた。県の事務について、担当者 1 人に事務を任せきりにすることなく、内部統制機能を強化するとともに、交付対象となる学校法人との相互検証機能を有する体制を整備する必要がある。

(注) 事業名欄に記載した P.は、監査報告書本文の掲載ページを示している。以下も同様である。

(2) その他の指摘事項

その他の指摘事項 26 項目の内、主要な内容 10 項目を以下に記載する。

担当課	事業名	指摘事項の内容	監査の結果
こどもみらい課	病児・病後児保育対策事業 (P.87)	市町村から提出された事業実績報告書の確認事務が不十分である。	国の補助金に関して、県が国に提出した事業実績報告書にも数値上の誤りが発見された。補助対象経費の適正妥当性について、十分な確認事務が必要である。
	あおもり出会いサポート事業 (P.60)	事業を委託している社会福祉法人が、事業の一部を再委託する場合には、県の書面による承諾が必要である。	委託契約書第 8 条に従い、県の書面による承諾を得る必要がある。
医療薬務課	産科医確保支援事業 (P.158)	中央病院の分娩件数について、実績件数を確認せずに予算上の分娩件数を、国へ実績報告している。	国の補助金に関して、仮に正確な数値で実績報告していたならば、補助金の増額交付を受ける可能性があったことから、十分な確認事務を行うとともに、内部統制の構築と機能強化が必要である。
	総合周産期母子医療センターに対する研究委託事業 (P.171)	国の基金事業の終了時期である平成 25 年度末直前に、多額の備品購入が行われ、その支出は翌年度に行われている。	研究委託事業の目的は、備品購入ではなく、研究成果物の提出と将来の施策への有効活用である。予算消化目的と疑念を持たれないよう、事業目的に沿った予算執行が必要である。
	総合周産期待機宿泊施設整備事業 (P.182)	国の基金事業を利用した補助事業であるが、特定の N P O 法人に対する過度な財政支援と捉えられかねない事業実態が認められた。	事業主体の募集、事業計画、実施段階におけるスキームは予定通りに行かず、補助金交付先の経営状態が悪化する中で、交付要綱を事業者の状況に応じて改正することは、過度な支援と捉えられかねない。ただ前のめりになることなく、県民福祉の向上の点と費用対効果の点から、改めて十分な協議が必要である。
病院局	未収金の適正管理 (P.200)	中央病院の過年度未収金残高が、平成 25 年度末時点で 2,140 件、2 億 8 千万円にも上っている。	確実かつ効率的な回収事務を行い、残高を増やさない努力を継続する必要がある。今後は、貸倒引当金の計上によって、未収金に含まれる実質的な回収不能見込み額を適正に計上する必要がある。
	棚卸資産の適正管理 (P.203)	物品管理業務全般を外部業者に委託しているが、決算上の棚卸資産の実在性を証明できる書類が保存されていない。	決算関係文書については、文書規程に規定された保存期間を遵守する必要がある。業務の管理上、保存書類や保存期間を明確化し、改善する必要がある。
	人件費の適正執行 (P.207)	医師の時間外勤務手当時間数の集計について、勤務実態を確認せずに、一定の査定率を用いた内部ルールに従って行われているため、過少となっている。	中央病院総務課の集計によると、時間外勤務命令票上と査定後の時間数との差は、年間で 2 万 7 千時間となった。金額にすると 1 億 3,500 万円程度、時間外手当は過少に算出されていたことになる。慣習にとらわれることなく、規則等に準拠した支給事務が必要である。
障害福祉課	日常生活用具給付等事業・補装具費支給	市町村の事業実績報告書について、交付要綱に定める提出期限が遵守されていない	交付要綱に準拠して提出期限を遵守するよう、市町村に対して徹底する必要がある。また、添付書類について、その内容

	事業 (P.217,P.222)	い。また、添付書類の確認が十分に行われていない。	との整合性を十分に確認する必要がある。
総務学 事課	私立学校経常 費補助事業 (P.243)	交付要綱上、電子メール割として補助金の交付要件となっている「文書の送受信体制」について、文書保存規程を整備していない学校法人に対しても、補助金を交付している。	交付要綱に定めた交付要件は、当事者双方に遵守義務がある。もし県が自己判断として、学校法人に対して送受信体制の整備のみを求め、文書保存規程の作成を交付要件としないのであれば、交付要綱の文言を改正する必要がある。

2. 監査の結果に添えて提出する意見

(1) 検査確認事務の徹底

補助事業、委託事業の形態を問わず、また、事業実施主体が市町村、法人、団体を問わず、提出を受けた事業実績報告書に対する県の実績確認事務が十分とは言えない。特に、市町村が作成した報告書については、非常に数多くの記載誤りが発見されたが、県は報告書の記載内容を十分に確認した上で、事業の成果等を評価しなければならない。このことは、県が国に対して報告事務を行う実績報告の適正妥当性に直結することから、県の財務事務の信頼性を確保するためにも、十分な確認事務を求めたい。事業の経済性、効率性、有効性を高めるために、事業実績を計数値等により十分かつ正確に把握確認し、PDCA サイクルによる事務を徹底し、次年度以降の施策や事業に反映させて欲しい。

(2) 事業の経済性、効率性、有効性の確保

わくわくあおもり子育てプランは、各事業の目標指標を個別に設定し、進捗管理を行うことで事業の有効性等を検証できる目標管理型の管理体制をとっている。この目標指標そのものの妥当性に疑問が生じた事業、その効果の測定が十分にできていない事業に加えて、県の重点事業の有効性に疑問符がつく事業が認められた。また、事業の経済性、効率性については、長期間にわたって同一の委託先に継続して委託する事業、委託先の事業実態を把握できていない事業、競争性の低い手続きによって備品購入が行われている事業、委託先において備品等の管理が出来ていない実態が見受けられた。今後、県が施策目標として示した成果指標を達成するために、監査報告書において、改善すべき内容を事業ごとに記載しているので今後の参考にして欲しい。

(3) 県の最重要施策の積極的展開

わくわくあおもり子育てプランは平成 27 年度より新たなステージに入るが、法令等の改正により、事業の実施主体が基礎自治体に移ること、少子化対策に関する国の政策がこれまで以上に厚みを増す予定であること、地方創生と女性の社会参画を後押しする政策が推進予定であることなど、子育て支援施策に関する県の役割は大きな転換期を迎えている。少子化の更なる進行は、国、地方自治体にとって、更に多くの政策課題を発生させるであろう。地方自治法第 2 条に規定される市町村を包括する広域地方公共団体として、県はこれまでも増して、市町村を重層的に支えなければならない。子どもの産み育ては、人口減少社会における国の重要政策であるとともに、生活創造社会の実現を目指す本県の地域創生施策の柱である。幼児教育、保育、障害児福祉、周産期医療、就労対策、女性の社会参画といった幅広い政策分野において、家庭、女性の視点を重視し、本県に特有の課題、地域のニーズに対応した特色ある施策及び事業を、県民や市町村等と十分な連携をとりながら積極的に展開し、青森県の「未来を変える挑戦」に取り組むこと、そして成果を上げることを心より期待している。

以上